

## 児童扶養手当・遺児手当の申請は お済みですか？

こども政策課 (☎ 76 - 1129)

### ■対象

ひとり親家庭（離婚、未婚、死別等）、両親のうち父または母に重度の障がいのある家庭等で、18歳以下の児童を養育している方（18歳に達した年度の末日まで。中度以上の障がいがある児童は児童扶養手当のみ20歳未満まで）

※申請に必要な書類は申請者により異なりますので、窓口での相談時にご案内をします。

※支給対象月は申請の翌月分からです。また、支払月は1・3・5・7・9・11月の年6回、それぞれ支払月の前月までの2か月分が支払われます。

お早めにご相談ください。

# 市からの お知らせ

## 児童扶養手当支給額が改定されました

こども政策課 (☎ 76 - 1129)

4月から全国消費者物価指数の変動により0.2%の引き下げとなります。

### 改正内容 (月額)

	改正前	改正後
児童1人の場合	43,160円～10,180円	43,070円～10,160円
児童2人目の加算額	10,190円～5,100円	10,170円～5,090円
児童3人目以降の加算額 (1人につき)	6,110円～3,060円	6,100円～3,050円

## 令和4年度から児童手当の制度が一部改正されます

こども政策課 (☎ 76 - 1129)

令和4年度から児童手当について、以下の2点が改正されます。

### ①現況届の提出が原則不要となります

毎年6月上旬に、児童手当を受給されている方を対象に「現況届」を送付していましたが、一部の方を除いて児童の養育状況が変わってなければ、現況届の提出は原則不要となりました。

※現況届の提出が必要な方については市ホームページをご確認ください。

※過年度分の現況届（令和2年、令和3年度分）の提出がお済でない方は、当該年度の現況届の提出が必要となります。

②所得が基準額以上の世帯は特例給付が受けられなくなります

令和4年6月1日施行の児童手当法の一部改正に伴い、令和4年10月支給分（6月～9月分）から、児童を養育している方の所得が以下表の「**㊸所得上限限度額**」以上の場合、児童手当等は支給されません。

手当が支給されなくなった後に所得が「**㊸所得上限限度額**」を下回った場合、改めて認定請求書等の提出が必要となりますのでご注意ください。

### <所得制限限度額、所得上限限度額について>

扶養親族等の数 (カッコ内は例)	㊸所得制限限度額		㊸所得上限限度額 (この額を超えると手当が出ません)	
	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)
0人 (前年度に児童が生まれていない場合 等)	622	833.3	858	1071
1人 (児童1人の場合 等)	660	875.6	896	1124
2人 (児童1人+年収103万円以下の配偶者の場合 等)	698	917.8	934	1162
3人 (児童2人+年収103万円以下の配偶者の場合 等)	736	960	972	1200
4人 (児童3人+年収103万円以下の配偶者の場合 等)	774	1002	1010	1238
5人 (児童4人+年収103万円以下の配偶者の場合 等)	812	1040	1048	1276

※詳細につきましては、市ホームページをご覧ください。

## 狩猟免許取得費用を補助します

鳥獣被害防止対策協議会（農政課内）  
☎ 76 - 1131

農作物や生活環境に被害を及ぼすイノシシ等の駆除活動を、地元猟友会との協力の基、実施していますが、会員の減少・高齢化が進み、今後の担い手不足が懸念される状況です。

そこで、有害鳥獣捕獲に必要な狩猟免許を新たに取得して、捕獲活動に従事していただける方に、免許取得に要した費用の一部を補助します。

### ■対象免許

わな猟免許、網猟免許、第一種銃猟免許、第二種銃猟免許

### ■補助対象

上記免許取得に係る経費（狩猟免許申請手数料、試験講習会受講料、テキスト代等、上限2万円）

### ■申請期間

狩猟免許を取得した日から6カ月以内

### ■補助対象者

以下のすべてに該当する方

- ・ 狩猟免許を取得した方
- ・ 小牧市猟友会に入会した方
- ・ 市内において農作物被害防除対策のための有害鳥獣捕獲活動に従事することを宣誓する方

※予算の範囲内で先着順での補助となります。

※補助対象経費の内訳、その他の詳細は電話または市ホームページをご覧ください。

## 鳥獣による農作物被害を防ぐ柵等の設置費用を補助します

鳥獣被害防止対策協議会（農政課内）  
☎ 76 - 1131

鳥獣による農作物被害の防護を目的に行う電気柵、金網柵、防鳥ネット等（防止器材）の設置経費に対する補助制度の利用者を募集します。

### ■補助金額

防止器材を設置するための資材費の1/2相当額（上限5万円）

### ■受付期間

4月1日（金）～令和5年2月15日（水）

### ■補助対象者

市内に住所を有し、かつ市内の設置対象農地の所有権または耕作権を有することにより、継続的に農作物を生産している方

### ■補助対象となる器材

補助対象者が令和4年度内に設置する防止器材（設置済みのもは不可）

※予算の範囲内で先着順での補助となります。

※補助の適用可否を判断しますので、防止器材の購入前に必ず農政課までご相談ください。

※その他詳細は電話または市ホームページをご覧ください。

## 4月2日（土）～8日（金）は、 「発達障害啓発週間」です

障がい福祉課 ☎ 76 - 1127

毎年4月2日は国連が定めた世界自閉症啓発デーで、日本ではこの日を含む1週間を発達障がいについて多くの方に広く知っていただく機会として発達障害啓発週間としています。

発達障がいは、一見してわかりにくい“生活のしづらさ”があります。

障がいについて正しく理解することは、私たちも暮らしやすい社会につながります。ご理解とご協力をお願いします。

### ■障がい福祉に関する相談窓口

ふれあい総合相談支援センター ☎ 65 - 7050

ハートランド小牧の杜 ☎ 47 - 1288

サンフレンド障害者生活支援センター ☎ 47 - 1881

地域活動支援センター本庄プラザ ☎ 29 - 4525

サンビレッジ障害者支援センター ☎ 76 - 8811

相談支援事業所アザレアフォルテ ☎ 48 - 2005

## 3月15日号の訂正

9ページ「小牧市教育振興基本計画改定（案）パブリックコメント実施結果」について誤りがありました。正しくは、「意見提出4人 意見10件」となります。お詫びして訂正します。

## ～若年者等就職相談～ 就職、コミュニケーションで悩んでいる方へ

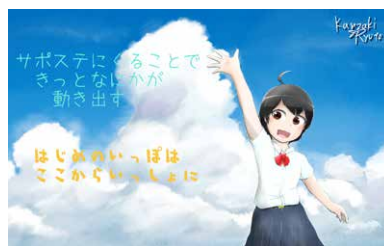
春日井若者サポートステーション ☎ 37 - 1583

市役所では、15歳～49歳の方またはそのご家族を対象とした春日井若者サポートステーションの出張相談を行っています。まずは気軽にご連絡ください。

とき 第3金曜日午後1時30分～4時30分

- 一人での就職活動が不安
- 仕事に就いても長く続かない
- 自分に自信を持ってない
- 自分に合っている仕事が見つからない
- 人間関係で辞めてしまった
- 何社も落ちてしまう。何でか分からない
- 面接がどうしても苦手

※パソコンの練習や適職診断も無料でを行っています。



厚生労働省認定事業 ホームページ▶  
<https://harusapo.roukyou.gr.jp/>



## 国民年金保険料が変わります

名古屋北年金事務所 (☎ 052-912-1246)  
市民窓口課 (☎ 76-1124)

### 令和4年度の国民年金保険料

定額 月額 16,590円

付加納付 月額 16,990円

※定額の保険料に加えて付加保険料(月額400円)を納めると老齢基礎年金に付加年金が加算されます。

### 納付方法

金融機関、コンビニエンスストアの窓口などで納める方法と、口座振替・クレジットカードによる納付方法があります。

### 保険料の前納制度

保険料を2年度分・1年度分・半年分まとめて納付すると割引が受けられます。口座振替は他の納付方法より前納の割引が大きいほか、毎月払いでも50円割引になる早割(納付期限より1カ月早い振替)があります。

※口座振替・クレジットカードで2年前納をする場合は、2月末までにお申込みが必要です。

※納付書による前納は、4月以降でもお申込みいただけます。申込み月または申込み月の翌月から翌年度末までの前納ができます。

### 申込み

付加納付:年金事務所、市役所

口座振替:金融機関、年金事務所

クレジットカード納付:年金事務所

納付書による2年前納:年金事務所、市役所

### 保険料の納付に困ったときは、免除などについてご相談ください

#### ▶免除制度(全額免除・一部免除)

本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下の場合

#### ▶納付猶予制度

50歳未満の人で、本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合

#### ▶学生納付特例制度

学生で、本人の前年所得が一定額以下の場合

## 高額医療・高額介護合算療養費制度の申請を受け付けます

後期高齢者医療(保険医療課医療係 ☎ 76-1128)  
国民健康保険(保険医療課国保係 ☎ 76-1123)  
介護保険(介護保険課 ☎ 76-1153)

同じ医療保険制度の世帯内で、1年間(令和2年8月から令和3年7月)に支払った医療保険と介護保険の自己負担額の合計額が基準額を超えた場合に、その超えた金額を支給します。

該当する方には申請書を送付しますが、令和2年8月から令和3年7月の間に市内へ転入した方、市外へ転出した方、加入している医療保険制度に変更があった方は支給の対象となる旨のお知らせができない場合があります。詳しくはお問い合わせください。

## 県営名古屋空港からのお知らせ

名古屋空港総合案内所(☎ 28-5633)

新型コロナウイルス感染症の影響により自家用車でのご来港が増加傾向にあるため、ゴールデンウィーク期間中は、日あるいは時間帯によって周辺道路が混雑し、空港駐車場が満車になる恐れがあります。空港をご利用の際は公共交通機関もご利用ください。

## 小牧市中心市街地グランドデザイン(案)のパブリックコメント実施結果

都市計画課(☎ 76-1155)

■募集結果 意見提出11人 意見11件

■閲覧期間 3月30日(水)～6月30日(木)

■閲覧場所 市ホームページ、都市計画課、情報公開コーナー(本庁舎1階)、東部・味岡・北里の各市民センター・図書室、ゆう友せいぶ、ふらっとみなみ

## 東京商工会議所主催検定試験 2022年度第1シーズンスケジュール

東商検定(IBT・CBT) 2022年度・第1シーズンスケジュール

検定試験名	試験回	団体登録期間	申込期間	試験期間
カラーコーディネーター(アドバンス、スタンダード)	第52回	4月25日(月)	5月25日(水)	7月1日(金)
ビジネス実務法務(2級、3級)	第51回	～	～	～
ビジネスマネジャー	第15回	5月13日(金)	6月3日(金)	7月19日(火)
福祉住環境コーディネーター(2級、3級)	第48回	5月23日(月)	6月15日(水)	7月22日(金)
BATIC(国際会計検定)	第43回	～	～	～
環境社会(eco検定)	第32回	6月3日(金)	6月24日(金)	8月8日(月)

※IBT=自宅・会社等のPCで受験 CBT=テストセンターのPCで受験

※詳しくは東京商工会議所検定試験情報(QRコード)をご覧ください。



小牧商工会議所(☎ 72-1111)

## 犬の狂犬病予防注射と預託動物病院

環境対策課 (☎ 76 - 1136)

狂犬病予防法により、毎年1回、狂犬病予防注射を受けることが義務付けられています。

令和4年度の狂犬病予防集合注射は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止としました。お手数ですが、動物病院で狂犬病予防注射

を接種し、環境対策課で狂犬病予防注射済票の交付を受けてください。なお、下記の動物病院で注射を受けた場合は、同病院で狂犬病予防注射済票の交付が受けられます。

### 預託動物病院一覧

	病院名	住所	電話番号
市	おおし動物病院	岩崎	74-7030
	こじま動物病院	小牧原3	76-7505
	小牧獣医科病院	堀の内3	72-8221
	こまきやま動物病院	山北町	68-8963
	たかはし動物病院	小松寺3	68-9508
内	つかはら動物病院	小牧原4	75-5601
	野村犬猫病院	北外山	77-4480
	ハーモニー動物病院	中央5	76-5044
	藤岡動物病院	岩崎5	73-8551
	別所動物病院	若草町	41-3322
	ボンボン動物病院	二重堀	48-5906
	よしざき動物病院	中央2	73-2137

	病院名	住所	電話番号
市	犬山動物総合医療センター	犬山市 羽黒大見下	67-1267
	師勝動物病院	北名古屋市 熊之庄江川	24-0188
	千村どうぶつ病院	岩倉市 中本町南加路桶	0587-66-1600
外	西川ふれあい動物病院	春日井市 東野町西3	82-8234
	吉永動物病院	春日井市 岩野町1	83-2848

※狂犬病は人や犬などに重い神経症状を起こし、死亡させる病気です。発生・流行を防ぐため、飼い犬には予防注射をしましょう。

## 防犯対策補助金が変わります

市民安全課 (☎ 76 - 1137)

市内の各世帯が自宅等に実施した防犯対策について、防犯対策補助金を実施しています。4月1日から下記のとおり変更となります。

- 録画機能付インターフォンが補助対象外となります。
- 事業者防犯カメラ補助金がなくなり、事業者の方も防犯対策補助金を利用できません。

### ■補助対象

屋外を撮影する録画機能付防犯カメラ、センサーライト、防犯ガラス、防犯フィルム、迷惑電話防止機能付電話等

### ■補助対象者

- 市内に住民登録があり、居住している世帯の世帯主
- 市内の商業施設・事業所・賃貸共同住宅の経営者等

### ■補助額

本体購入費・設置工事費の1/2の額(100円未満は切り捨て)1世帯・1施設の上限:10,000円

※過去に補助金を利用したことがある世帯または施設は、申請できません。

※設置後の申請となりますが、設置前後の写真と領収書(発行日から2か月以内のもの)が必要です。

## 住宅用地球温暖化対策 設備設置費の補助

環境対策課 (☎ 76 - 1181)

市内の住宅に住宅用地球温暖化対策設備を設置する方に、設置費の一部を補助します。

### ■対象

次の条件を全て満たす方

- 令和4年度中に市内に自ら居住する住宅(店舗などの併用住宅を含む)に設備を設置し、実績報告書の提出が完了できること
  - 市税の滞納がないこと
  - 申請者本人が設備設置に関する契約の締結と支払いをすること
  - 過去に一度も同一設備について補助を受けていないこと
- ※設備を設置する前に申請が必要

### ■補助金額

(単体補助)

- 家庭用燃料電池システム…10万円
  - 家庭用エネルギー管理システム(HEMS)…1万円
  - 定置用リチウムイオン蓄電システム(蓄電池)…10万円
  - 電気自動車等充電設備(V2H)…5万円
- (一体的導入補助)
- 太陽光発電システム・HEMS・蓄電池…上限23万円
  - 太陽光発電システム・HEMS・V2H…上限18万円
  - 太陽光発電システム・HEMS・高性能外皮等(ZEH)…上限23万円

### ■申込み

4月8日(金)受付開始。申請書(市ホームページ、環境対策課に用意)と添付書類を環境対策課

## 市税の納め忘れはありませんか？

市民の皆さんに納付していただいている市税は、福祉、教育、ごみ処理、道路整備など安全・安心なまちづくりのための大切な財源です。納期内納付にご協力ください。

### ■口座振替で納付

口座振替を利用すると、指定した金融機関の預貯金口座から、納期限の日に自動的に引き落としして納付していただけます。口座振替の手続きは、指定の金融機関および市役所の窓口でできます。

#### ▶手続きに必要なもの

- ・指定の金融機関の預貯金通帳 ・預貯金通帳印
- ・納税（入）通知書または領収書

保険医療課、収税課窓口ではキャッシュカードのみで口座振替が登録できます。

#### ・利用できる市税等

市県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険税（普通徴収）、介護保険料（普通徴収）、後期高齢者医療保険料（普通徴収）

#### ・利用できる金融機関

みずほ銀行、三菱UFJ銀行、大垣共立銀行、十六銀行、愛知銀行、名古屋銀行、中京銀行、岐阜信用金庫、東濃信用金庫、いちい信用金庫、瀬戸信用金庫、中日信用金庫、東春信用金庫、ゆうちょ銀行

- ・キャッシュカードの名義人であるご本人がお申し込みください。
- ・カードの種類によっては、お取り扱いができない場合があります。
- ・振替開始時期は、原則申し込まれた月の翌月からになります。

## 収税課 (☎ 76 - 1117)

### ■スマートフォン決済アプリで納付

納期限内のバーコード付き納付書であれば、スマホ（PayPay、LINE Pay、PayB）やコンビニで納付できます。

### ■休日の納付窓口

平日の昼は忙しくて、税金の支払いができない場合は、毎週日曜日に休日開庁を実施していますので、ご利用ください。

#### ▶毎週日曜日の納付窓口

とき 午前8時30分～午後5時15分

ところ 本庁舎1階

#### ▶毎月第2・4日曜日の納付相談

とき 午前8時30分～午後5時15分

ところ 本庁舎2階

### ■滞納処分の強化

市では、納期限を過ぎても納付がない人に対する督促状や催告書の送付、電話や訪問などにより自主納付を働きかけています。しかし再三の催告にも応じず納付相談のない、納付に誠意の見られない滞納者に対しては、納付している人との公平性を保つため、早い段階から滞納処分を前提とした財産調査を行い、差押えを執行します。財産調査や差押えを執行されることにより社会的信用を損なうことがあります。

## 市税等の納期限のお知らせ

# 納期限 5月2日(月)

○固定資産税・都市計画税（第1期）

## 令和4年度 市税などの納付期限一覧表

税金	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納付期限の日および口座振替日	5/2 (月)	5/31 (火)	6/30 (水)	8/1 (月)	8/31 (水)	9/30 (金)	10/31 (月)	11/30 (水)	12/26 (月)	1/31 (火)	2/28 (火)	3/31 (金)
市県民税（普通徴収）			1期		2期		3期			4期		
固定資産税・都市計画税	1期			2期					3期		4期	
軽自動車税（種別割）		全期										
国民健康保険税（普通徴収）			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
介護保険料（普通徴収）				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
後期高齢者医療保険料（普通徴収）					1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期

※納付期限の日は、各月の末日（12月は26日）です。

※納付期限の日が土・日、祝日の場合は、金融機関の翌営業日が納付期限の日（口座振替日）です。

## マイナンバーカードの有効期間について

マイナンバーカードの有効期間が、成年年齢の引き下げに合わせて変更になります。4月1日以降に申請受付されたマイナンバーカードが対象です。

- ・申請受付日（※）が4月1日より前の場合には、20歳以上の方が有効期間10年（それ未満は5年）

## 市民窓口課 (☎ 76 - 1122)

- ・申請受付日（※）が4月1日以降の場合には、18歳以上の方が有効期間10年（それ未満は5年）
- ※地方公共団体情報システム機構が交付申請書を受理した日（申請受付日）が基準となります。

